

動物愛護法

令和2年6月改正施行



©中塚祥子 NPO Neko-Dasuke

猫や犬のほか愛護動物を捨てる **遺棄犯罪**

1年以下の懲役又は**100**万円以下の罰金

野良猫をよそに捨てても犯罪です。

犯罪通報 **110番!!** 保健所・役所は防止対策中

あなた、思い止まって!!

みんなで守ろう小さな動物 大きな命!!

静岡県・県動物保護協会・市役所・町役場